

麻酔によるクマの捕獲体制構築に関する参考資料の公表について



1 作成の背景

- 人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が令和7年度に創設された
- 緊急銃猟における装薬銃による捕獲の安全確保の難しさ（跳弾・貫通等）から、麻酔を用いた捕獲への関心が高まっている
- しかし、麻酔薬や麻酔銃の取扱い等に関して、「獣医師しか麻酔投与できない」「麻酔銃の所持には銃猟の経験が必要」等の誤解も見られる。実際には、獣医師の関与は限定的（一部の薬品の購入のみ関与が必要）であるほか、麻酔銃の所持に銃猟の経験は不要
- そこで、麻酔によるクマの捕獲に関する制度への理解を促し、自治体の体制構築に資する参考資料を作成した

2 資料のポイント

① 麻酔薬の購入・所持・使用

主要な4つの薬剤の購入・所持に必要な手続きや、使用上の注意点、鳥獣保護管理法に基づく危険猟法への該当性について解説

➤ 塩酸ケタミン

- **クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要**
- 購入には、**麻薬研究者免許が必要**。免許取得に必要な資格はない※
※精神の機能障害が無いこと、麻薬等又は覚醒剤の中毒の有無に関する医師の診断書等が必要
- 麻酔銃で**施用量が規定値以下であれば危険猟法に該当しない**
※吹き矢の場合は危険猟法に該当

➤ 塩酸チレタミン・塩酸ゾラゼパム混合物

- **クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要**
- 購入には、動物用医薬品の輸入確認、指定薬物の用途誓約に係る手続きが必要
- 麻酔銃、吹き矢いずれを使用する場合も**危険猟法に該当しない**

➤ 塩酸メデトミジン、塩酸キシラジン

- **クマへの使用(薬剤投与)には獣医師の資格は不要**
- 購入には、獣医師の処方箋又は指示が必要
- 麻酔銃で**施用量が規定値以下であれば危険猟法に該当しない**
※吹き矢の場合は危険猟法に該当

② 麻酔銃・吹き矢の所持・使用

➤ 麻酔銃

- 所持には銃刀法に基づく**都道府県公安委員会の許可**が必要
- 猟銃と異なり、所持許可を受けた者のほか、**所持許可を受けた者の監督の下で動物麻酔の作業に従事する者※も所持可能**
※あらかじめ都道府県公安委員会に届け出た者に限る
- **所持許可に有効期間はない**
- **動物麻酔の用途に供する場合※等に限り携帯・運搬・発射が可能**
※麻酔銃を適正に使用するために射撃の練習を行うことも含まれる

➤ 吹き矢

- 銃刀法の規制は適用されない

③ 自治体での体制構築事例

既に麻酔によるクマの捕獲等の体制を構築している**自治体での捕獲時の職員体制、各種手続きの対応方法、安全確保の考え方**等について紹介

- 秋田県：箱わなでの捕獲時や緊急銃猟時に職員が対応
- 島根県：錯誤捕獲時に職員が対応
- 長野県：外部専門家に依頼して捕獲する体制を構築